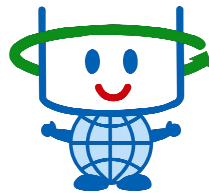


令和8年度 廿日市市 住宅用太陽光発電設備等 導入促進補助金の手引き

ご不明点については、お問い合わせ前に
本手引きと Q&A をご確認ください。



【申請・問合せ先】

〒738-8501 廿日市市下平良一丁目11番1号

廿日市市生活環境部環境共生課

電話：(0829) 30-9224 FAX：(0829) 31-0133

申請書等の様式は、廿日市市のホームページからダウンロードできます。

・補助金の申請をされる皆様へ・

交付要綱や本手引きをよく確認し、十分にご理解いただいた上で、適正に手続きを行ってください。

- 契約前に補助申請を行う必要があります。契約後・着工後の申請は認められません。
- 申請は窓口でのみ受け付けており、書類に不備等がある場合は受付できませんので、よく確認の上、ご持参ください。
- 本補助金は、居住専用住宅へ太陽光発電設備等を設置する事業が対象です。事務所・店舗兼住宅等は原則対象外ですので、事業所用の補助金をご活用ください。
- 蓄電池単独への補助はありません。
- 本補助金は固定価格買取制度（FIT）との併用はできません。
- 発電した電気の30%以上を自家消費することが要件です。設置から1年後に根拠資料を添えて使用状況を報告していただきますが、報告時に自家消費率が30%未満だった場合、補助金の返還が必要になることがあります。
- 交付決定後は速やかに契約・着工し、令和8年12月31日（木）までに設置工事を完了し、令和9年1月29日（金）までに実績報告書を提出してください。
- 補助金の交付後は、設置した補助対象設備を適正に管理してください。また、補助事業に係る事業記録と経理を明らかにする書類は、証拠書類（申請書類等）とともに、設備の耐用年数（17年）を経過した年度の末日まで保管してください。
- 耐用年数を経過するまでは、補助金で設置した設備を処分することはできません。やむを得ず処分する場合も、事前に市長の承認が必要です。その場合、補助金の返還が必要になることがあります。

1 目的

本市における2050年カーボンニュートラルの実現を目的とし、自ら居住する住宅に太陽光発電設備等を設置する個人に対して、予算の範囲内で補助金を交付します。

2 申請受付期間

次の期間内に先着順で受け付け、予算額に達した時点で受付を終了します。

受付期間：令和8年5月22日（金）～令和8年11月30日（月）

受付時間：午前9時～午後5時

※ 受付期間内であっても、予算額に達した場合は、受付を締め切ります。

※ 同日の申請は、受付時刻に関わらず同着として扱います。

※ 予算上限に達した日の申請受付は、抽選により優先順位を決定します。

3 申請方法

必要書類を、受付時間内に廿日市市役所環境共生課（廿日市市役所1階）に持参してください。

※ 書類に不備がある場合は受理できませんので、チェックシートを適用し、漏れの無いよう提出してください。

4 補助対象者

補助金の交付対象者となるのは、市内に住所を有する（又は市内への転入を予定する）個人であって、自ら居住する住宅（又は居住を予定する住宅）に、補助対象設備を新たに設置する人です。申請者と住宅の所有者が異なる場合は、所有者の承諾が必要です。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、補助対象者となりません。

- (1) 市税（延滞金含む）の滞納がある者
- (2) 補助対象設備について、国等による他の補助金の交付を受けている者（同一世帯員を含む。）
- (3) 同一年度において、本補助金の交付決定を既に受けている者
- (4) 廿日市市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等である者
- (5) 補助金を法令又は公序良俗に反する行為に利用するおそれがあると認められる者
- (6) その他市長が適当でないと認める者

※住宅とは戸建ての居住専用住宅を指し、店舗兼住宅、事務所兼住宅等は原則、対象外です。（事業所用の補助金をご検討ください。）

※居住予定の住宅に設置する場合、実績報告時点で居住し、住民票の異動が完了していることが要件です。

5 補助対象事業

補助金の交付対象となる事業（補助事業）は、市内の自ら居住する（予定を含む）戸建ての居住専用住宅に、次に掲げる要件を満たす太陽光発電設備等を設置する事業です。

- (1) エネルギー起源二酸化炭素の排出の削減に効果があり、費用効率性（交付対象事業費を耐用年数の累計 CO2 削減量で除した値）が 25 万円/t-CO2 を超えないこと。
- (2) 各種法令等に遵守した設備であること。
- (3) 商用化され、導入実績がある設備であること。
- (4) PPA・リースによる導入設備でないこと。
- (5) 耐用年数を経過するまでの間、補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について J-クレジット制度への登録を行わないこと。

補助対象設備の要件は、次に掲げるとおりです。設置予定の設備が次の要件を満たすことを販売（施工）業者やメーカー等にも確認した上で、申請してください。

補助対象設備	補助対象設備の要件
太陽光発電設備 （自家消費型）	<ol style="list-style-type: none"> (1) 太陽電池モジュール、架台、パワーコンディショナー及びその他付属機器で構成する設備であること。 (2) 個人の住宅の屋根等に設置するもの又はソーラーカーポートであること。ただし、建材一体型太陽光発電設備は、補助の対象としない。 (3) 太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナーの定格出力の合計値のいずれか低い値（kW表示の小数点以下切捨て）が1kW以上10kW未満の設備であること。 (4) 既存設備増設の場合は、既存設備分を含めた増設後の設備が上記(3)を満たしていること。また、モジュール増設の場合は、パワーコンディショナーも交換又は増設していること。 (5) 未使用品であり、メーカーの保守サポートを受けられること。 (6) 本事業により導入する太陽光発電設備で発電して消費した電力量を、当該再エネ発電設備で発電する電力量の30%以上とすること。 (7) 本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐づく環境価値を需要家に帰属させるものであること。ただし、離島等供給約款において、再エネ供給に係る定めがない場合、1時間ごとの再エネ発電電量の実績

補助対象設備	補助対象設備の要件
	<p>と需要量の実績を把握・管理し、再エネ電力供給と民生電力需要を実質的に紐付けること等により、前段の環境価値の帰属に係る要件を満たしていると思なすものとする。</p> <p>(8) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号。以下「再エネ特措法」という。）に基づく F I T 制度又は F I P 制度の認定を取得しない設備であること。</p> <p>(9) 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条第 1 項第 5 号ロに定める接続供給（自己託送）を行わない設備であること。</p> <p>(10) 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）及び「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項に準拠して事業を行うこと（ただし、専ら F I T の認定を受けた者に対するものを除く。）。</p> <p>特に、次のア～ケをすべて遵守していることを確認すること。</p> <p>ア 地域住民や地域の自治体と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。</p> <p>イ 関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行うこと。</p> <p>ウ 防災、環境保全、景観保全を考慮し交付対象設備の設計を行うよう努めること。</p> <p>エ 一の場所において、設備を複数の設備に分割したものでないこと。詳細は「再生可能エネルギー発電事業計画における再生可能エネルギー発電設備の設置場所について」（資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課再生可能エネルギー推進室）を参照のこと。</p> <p>オ 電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。</p> <p>カ 設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。</p> <p>キ 接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力す</p>

補助対象設備	補助対象設備の要件
	<p>ること。</p> <p>ク 防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めること。</p> <p>ケ 交付対象設備を処分する際は、関係法令（立地する自治体の条例を含む。）の規定を遵守すること。</p> <p>(11) ソーラーカーポートを導入する場合、太陽光発電モジュールとその他の部分(架台等)は同一の者が導入すること。なお、ソーラーカーポートの基礎は、カーポートの柱を地面に固定するための部分に限る。</p>
<p>定置用リチウムイオン蓄電システム (蓄電池)</p>	<p>(1) 壁又は床に固定するシステムであること。</p> <p>(2) 補助対象事業により導入する太陽光発電設備（自家消費型）の付帯設備であること。</p> <p>(3) 1 kWhあたりの価格が12万5千円（工事費込み、消費税及び地方消費税を除く。）以下の蓄電システムとなるよう努めること。</p> <p>(4) 原則として太陽光発電設備（自家消費型）により発電した電気を蓄電するものであり、停電時のみに利用する非常用予備電源ではなく、平時においても充放電を繰り返すことを前提とした設備であること。</p> <p>(5) 未使用品であり、メーカーのサポートを受けられること。</p> <p>(6) 家庭用蓄電池（4,800Ah・セル相当のkWh未満）で、次のア～カの全てを満たすこと。</p> <p>ア 蓄電池パッケージ</p> <p>蓄電池部（初期実効容量1.0kWh以上）とパワーコンディショナー等の電力変換装置から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること。</p> <p>※初期実効容量は、JIS C 4413で定義された初期実効容量のうち、計算値と計測値のいずれか低い方を適用する。</p> <p>※システム全体を統合して管理するための番号が付与されていること。</p> <p>イ 性能表示基準</p> <p>初期実効容量、定格出力、出力可能時間、保有期間、廃棄方法、アフターサービス等について、所定の表示がなされていること。所定の表示は次のものをいう。</p> <p>（ア）初期実効容量</p>

補助対象設備	補助対象設備の要件
	<p>製造業者が指定する、工場出荷時の蓄電システムの放電時に供給可能な交流側の出力容量のこと。使用者が独自に指定できない領域は含まない。（算出方法については、JIS C 4413 を参照すること）</p> <p>(イ) 定格出力</p> <p>定格出力とは、蓄電システムが連続して出力を維持できる製造事業者が指定する最大出力とする。定格出力の単位はW、kW、MWのいずれかとする。</p> <p>(ウ) 保有期間</p> <p>法定耐用年数の期間、適正な管理・運用を図ること。</p> <p>(エ) 廃棄方法</p> <p>使用済み蓄電池を適切に廃棄、又は回収する方法について登録対象機器の添付書類に明記されていること。蓄電池部分が分離されるものについては、蓄電池部の添付書類に明記されていること。</p> <p>【表示例】「使用済み蓄電池の廃棄に関しては、当社担当窓口へご連絡ください」</p> <p>(オ) アフターサービス</p> <p>国内のアフターサービス窓口の連絡先について、登録対象機器の添付書類に明記されていること。</p> <p>ウ 蓄電池部安全基準</p> <p>JIS C8715-2 又は IEC62619 の規格を満足すること。</p> <p>エ 蓄電システム部安全基準(リチウムイオン蓄電池部を使用したシステムのみ)</p> <p>JIS C 4412 の規格を満足すること。ただし、電気製品認証協議会が定める JIS C 4412 適用の猶予期間中は、JIS C4412-1 若しくは JIS C4412-2※の規格も可とする。</p> <p>※JIS C4412-2 における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈 別表第八」に準拠すること。</p> <p>オ 震災対策基準(リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ)</p> <p>蓄電容量 10kWh 未満の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること。</p> <p>※第三者認証機関は、電気用品安全法国内登録検査機関であること、かつ、IECEE-CB 制度に基づく国内認</p>

補助対象設備	補助対象設備の要件
	<p>証機関(NCB)であること。</p> <p>カ 保証期間</p> <p>メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が10年以上の蓄電システムであること。</p> <p>※蓄電システムの製造を製造事業者に委託し、自社の製品として販売する事業者も含む。</p> <p>※当該機器製造事業者以外の保証(販売店保証等)は含まない。</p> <p>※メーカー保証期間内の補償費用は無償であることを条件とする。</p> <p>※蓄電容量は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の容量とする。</p> <p>※JIS C 4413で定義された初期実効容量(計算値と計測値のいずれか低い方)が1.0kWh未満の蓄電システムは対象外とする。</p>

【周辺環境への配慮のお願い】

補助対象設備によっては、低周波音を含む騒音や振動が発生し、周辺の生活環境に影響を及ぼす可能性があります。補助対象設備を設置する際には、事前に販売業者や設置業者とよく相談した上で、周辺への影響を未然に防止するよう十分な配慮をお願いします。

6 補助対象経費

補助対象となるのは、次に掲げる経費です。消費税及び振込手数料は対象外です。

補助対象設備	補助対象経費
太陽光発電設備 (自家消費型)	(1) 設備購入費 (太陽電池モジュール、ソーラーカーポート、カーポート (太陽光発電設備の土台として最低限の役割を果たすものに限る)、パワーコンディショナー等) (2) 設置工事費 (電気工事、安全対策等の経費及び配線、配線器具の購入費等を含む。)
定置用リチウムイオン蓄電システム (蓄電池)	(1) 設備購入費 (蓄電池本体、電力変換装置等) (2) 設置工事費 (電気工事、安全対策等の経費及び配線、配線器具の購入費等を含む。)

7 補助金の額

補助金の額は、次の表の掲げる補助金の額又は上限額のうち、低い方の金額です。1,000円未満の端数は切り捨てます。対象設備が割引を受けている場合は、割引後の価格を補助対象経費とします。

補助対象設備		補助率	補助上限額
太陽光発電設備 (自家消費型)	屋根等 (既設カーポート含む) への設置	補助対象経費の 10 / 10	70,000円/kW ※kWは小数点 以下切捨て
	ソーラーカーポート	補助対象経費の 1 / 3	—
定置用リチウムイオン蓄電システム (蓄電池)		補助対象経費の 1 / 3	50,000円/kWh ※kWhは小数点 第2位以下切捨て

※ 定置用リチウムイオン蓄電システム (蓄電池) は、太陽光発電 (自家消費型) とセットで申請することができます。蓄電池単独への補助はありません。

※ 太陽光発電の補助上限額は、太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値またはパワーコンディショナーの定格容量の合計値のいずれか低い値 (小数点以下切捨て) に70,000円を乗じて計算します。

※ 定置用リチウムイオン蓄電システム (蓄電池) は、1kWhあたりの価格が12万5千円 (工事費込み・税抜) 以下となるよう努めてください。やむを得ず12万5千円を超える場合は、「蓄電システム価格に関する誓約書」を提出してください。

※ 既設のカーポートの上に太陽光発電設備を設置する場合、ソーラーカーポートではなく、屋根等への設置として扱います。補助額の算定に注意してください。

補助金額の計算例

【太陽光発電設備】

- ① 太陽電池モジュールの公称最大出力 7.5 kW
- ② パワーコンディショナーの定格出力 6.5 kW
- ③ 補助対象経費 1,500,000 円

【補助上限額】

出力：①と②の低い方=6.5 kW

⇒6 kW (小数点以下切捨) × 70,000 円 = 420,000 円

【補助率】

③ × 10 / 10 = 1,500,000 円

補助金額は、【補助上限額】と【補助率】の低い方 = **420,000 円**

【蓄電池】

- ① 蓄電容量 6.85 kWh
- ② 補助対象経費 1,000,000 円

【補助上限額】

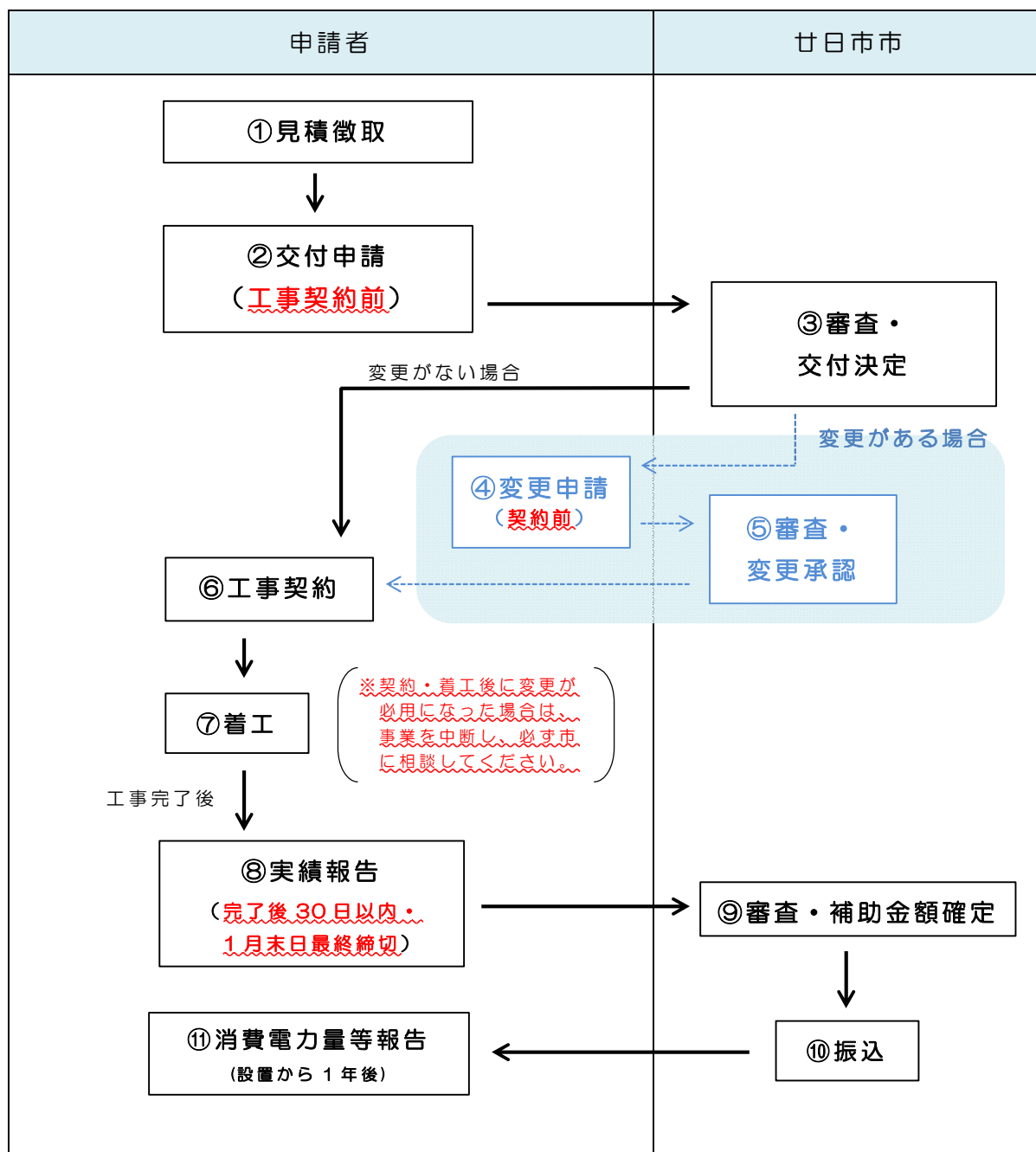
① 6.8 kWh (小数第2位以下切捨) × 50,000 円 = 340,000 円

【補助率】

② × 1 / 3 = 333,333... 円 ⇒ 333,000 円 (千円未満切捨)

補助金額は、【補助上限額】と【補助率】の低い方 = **333,000 円**

8 申請の流れ



①～② 交付申請 【必要書類は12ページ】

契約前に交付申請が必要です。経済性の観点から、可能な限り複数者から見積を取り、その中で最低価格を提示した業者を選定してください。

③ 補助金の交付決定

申請書類の審査を行い、補助金の交付を決定したときは、「交付決定通知書（別記様式第4号）」により通知します。審査には約1か月（書類の修正が生じた場合はそれ以上）を要しますので、余裕をもって申請してください。

④～⑤ 変更・中止

補助金の交付決定後、導入設備や経費等の変更を行う場合は、必ず契約前に市に相談してください。変更承認申請書の提出が必要となる場合があります。特別な事由により補助事業の実施が困難となった場合は、市へ相談の上、事業の中止を申請してください。

※当初の交付決定額を超えて補助金を交付することはできませんのでご注意ください。

※契約後の変更申請は、原則認められません。契約後に変更が必要になった場合は、事業を中断し、必ず市に相談してください。

※交付決定後は速やかに契約・着工し、期限に余裕を持った事業完了に努めてください。やむを得ず事業を中止する場合は、速やかに中止承認申請書を提出してください。

⑥～⑦ 補助事業の実施

工事の契約は、交付決定日以降に行ってください。工事に当たっては、交付要件を確認の上、各種法令を遵守して実施するよう業者に指示をしてください。また、補助事業を確実に完了させるため、令和8年12月31日までに工事を完了してください。工事の完了が遅れる可能性がある場合は、早めに市に相談してください。

⑧ 実績報告 【必要書類は 14 ページ】

完了後 30 日以内又は 1 月末日のいずれか早い日までに実績報告を行ってください。期日までに報告がない場合、補助金をお支払いできません。実績報告書類の提出は、窓口への持参又は郵送での提出も可能です（当日消印有効）。

⑨～⑩ 完了審査、補助金の振込

実績報告書類の審査を行い、補助金の額を確定したときは、「廿日市市住宅用太陽光発電設備等導入促進補助金額確定通知書（別記様式第 10 号）」により通知します。

確定通知日から 30 日以内に、交付申請時に提出された口座振替依頼書に記載の口座に振込みます。振込日の指定はできません。

⑪ 消費電力量等の報告

補助の要件である自家消費率 30%の達成を確認するため、設備の設置から 1 年後に 1 年間の電気使用量の報告を行ってください。報告期限は令和 10 年 3 月 31 日までです。自家消費率 30%を達成できない場合や報告がない場合、補助金の返還を求める場合があります。

9 必要書類

書類作成時の注意

- 申請書類に不備・不足のある場合は受理できません。申請者の責任において必要書類を揃えてください。
- 申請書類は、パソコン入力又は黒色のボールペンで丁寧に記入してください。消えるボールペンや鉛筆の使用は不可です。
- 申請書類に押印する印鑑は、全て同一のものを使用してください。
- 申請書類の訂正には、修正テープや修正液は使用できません。二重線で訂正し、訂正印を押してください。
- 見積書・契約書・領収書に記載の氏名はすべて、申請者本人の氏名（フルネーム）と一致していなければいけません。氏名の不一致や、名字のみの記載とならないよう、書類を作成する販売（施工）業者に依頼してください。
- 割引がある場合、どの経費から何円割り引かれるのかを明記してもらってください。
- 申請関係書類は返却しません。必ず、事前にコピーを取り保管をしてください。
- 補助事業に係る収入、支出についての証拠書類（申請書類等）は、設備の耐用年数（17年）を経過する年度の末日まで必ず保管してください。

（1）交付申請

工事契約の概ね1か月前までに、次の書類を提出してください。交付申請をする前に工事契約した場合は、補助金の交付を受けることができません。

- （★） 交付申請時チェックシート
- （ア） 交付申請書（様式第1号）
- （イ） 事業計画書（様式第2号）
- （ウ） 誓約書兼同意書（様式第3号）
- （エ） 蓄電システム価格に関する誓約書
（蓄電池価格が12万5千円/kWh（工事費込み・税抜）を超える場合）
- （オ） 市税（延滞金を含む。）の滞納がない証明書
※交付から3か月以内の原本を提出してください。
- （カ） 申請者の世帯全員の住民票の写し
※交付から3か月以内の原本を提出してください。
※**個人番号（マイナンバー）が入っていないもの**を取得してください。

【新築中などで設置する住所と現住所が異なる場合】

- 交付申請時は（カ）住民票の提出は不要です。住民票の代わりに、氏名・現住所を確認できる**本人確認書類（免許証等、マイナンバーカード以外のもの）の写しを提出してください。**
- 申請時の居住地が廿日市市外の場合は、（オ）滞納がない証明の提出は不要です。
- 実績報告時に（オ）及び（カ）の書類の提出が必要ですので、それまでに転入・転居を済ませ住民票を異動してください。

（キ） 見積書の写し及びその内訳書

※申請時に有効期間内であること。

※経済性の観点から、可能な限り複数者から見積を取り、その中で最低価格を提示した業者を選定してください。

（ク） カタログ又は仕様書の写し

※補助対象設備の型番、出力、容量などが確認できること。

※該当する箇所にマーカーで色付けすること。

（ケ） 直近 1 年間の使用電力量が分かる書類

（コ） ソーラーカーポート仕様確認チェックシート（ソーラーカーポートを設置する場合）

（サ） 蓄電池仕様確認チェックシート（蓄電池を設置する場合）

（シ） 補助対象設備設置予定図

※平面図、機器配置図、システム系統図又は単線結線図

（ス） 補助対象設備設置前の現況カラー写真

※写真は画質が鮮明なものとし、A4用紙に印刷して提出してください。

- 設置を予定する場所（屋根、壁面等）の写真
- 設置を予定する住宅の全景写真

（セ） 設置する住宅の周辺地図

（ソ） 口座振替依頼書（市に口座登録がない方）

※指定する金融機関口座は、原則、申請者本人名義のものに限ります。

（タ） 承諾書

※住宅の所有者と申請者が異なる場合、共有名義の場合に提出してください。

（チ） 委任状（申請書類の提出を代理人に依頼する場合）

その他、必要に応じて書類の提出を求める場合があります。

(2) 実績報告

事業完了から30日又は令和9年1月末日のいずれか早い日までに、窓口へ持参又は郵送により次の書類を提出してください。※締切厳守（郵送の場合は当日消印有効）

(★) 実績報告時チェックシート

(ア) 実績報告書（様式第8号）

(イ) 事業実績書（様式第9号）

(ウ) 契約書などの写し

※契約年月日、契約者名、事業者名、金額、契約内容が記載されていること

※契約者と事業者の押印があり、収入印紙が貼られていること

(エ) 領収書の写し

※領収年月日、債権者名、支払者名、金額、支払内容が記載されていること

※領収者の押印があること

※領収書には補助事業と関係の無いものを含まないように発行してもらってください。難しい場合は、領収書に補助対象事業分の金額を明記してもらってください。

(オ) 明細書等の写し

※設備購入費及び工事費の内訳が確認できること

(カ) 保証書等の写し

※販売店ではなく、メーカーが発行したもの

(キ) 補助対象設備の実際の設置図

※平面図、機器配置図、システム系統図又は単線結線図

(ク) 補助対象設備設置後の現況カラー写真

※写真は画質が鮮明なものとし、A4用紙に印刷してください。

- 補助対象設備の全景写真
- 補助対象設備の製造業者名及び型式番号が確認できる写真
- 補助対象設備を設置した箇所の写真
- 補助対象設備を設置した住宅の全景写真

※比較しやすいよう、交付申請時の写真と角度を揃えて撮影してください。

※太陽光パネルは設置枚数が数えられるように、蓄電池・パワコンは設置場所が分かるように機器周辺も含めて撮影してください。

※型式番号は設置完了後だと写真が撮りにくくなることがありますので、設置完了前に忘れないよう撮影しておいてください。

※太陽光パネルについては、箱のシールの写真（枚数分）や出力対比表など、型番・枚数・設置場所又は申請者氏名等が確認できるものでも可とします。

(ク) FITの認定を受けていないことがわかる書類

※系統連系申し込みの控えなど

(ケ) 建築基準法第7条第5項に定める検査済証

(建築基準法第6条第1項に該当するソーラーカーポートを導入する場合)

== 以下、交付申請時未入居だった場合のみ ==

(コ) 市税(延滞金を含む。)の滞納がない証明書

※交付から3か月以内の原本

(サ) 申請者の世帯全員の住民票の写し

※交付から3か月以内の原本

※個人番号(マイナンバー)が記載されていないもの

(シ) 口座振替依頼書

指定する金融機関口座は、原則、申請者本人名義のものに限ります。

その他、必要に応じて書類の提出を求める場合があります。

1 1 補助金の交付を受けた後の注意点

(1) 自家消費率の報告

自家消費率の実績確認のため、補助対象設備を設置した翌月から1年間の電気使用量等について報告が必要です。額確定通知書に同封する報告書に根拠資料(モニターの写真、電力会社からの通知はがきの写し等)を添えて提出してください。

自家消費率30%を達成できない場合や報告がない場合、補助金の返還を求める場合がありますので、過度な設置とならないよう注意し、必ず期限までに報告してください。

(2) 補助金で取得した財産等の管理

補助金の交付を受け取得した設備は、耐用年数を経過するまで適正に管理してください。また、市長の承認なく、処分(補助金の目的に反する使用、譲渡、交換、貸付、廃棄又は担保に供すること)はできません。やむを得ず処分する場合は、必ず市に相談し、事前に承認を得た上で処分してください。

補助対象設備	処分制限期間
太陽光発電設備(自家消費型)	17年
定置用リチウムイオン蓄電システム(蓄電池)	6年

※耐用年数を経過するまでの間に処分する場合、補助金の返還を求めます。

※補助事業に係る事業記録と経理を明らかにする書類は、証拠書類(申請書類等)とともに、事業完了から耐用年数経過した年度の末日まで保管してください。

※廿日市市補助金交付規則第23条の規定により、市が必要に応じて設備の状況調査を行う場合があります。